

## 労働者派遣法第23条第5項に基づく情報提供

### 派遣労働者の数 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

①派遣労働者の数（月平均）	9人
②労働者派遣の役務の提供を受けた者の数 （派遣先の数）	12件
③マージン率	35%
④教育訓練に関する事項	入職前訓練、段階的教育訓練を実施
⑤労働者派遣に関する料金額の平均額	16,952円（1日8時間当たりの額）
⑥派遣労働者の賃金額の平均額	11,016円（1日8時間当たりの額）

※令和3年10月31日時点

※マージンには、派遣労働者の社会保険料、通勤手当、有給休暇費用、福利厚生費、教育訓練費用、会社諸経費などが含まれています。

### 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

労使協定を締結しているか否か	締結済み
労使協定の有効期間	令和4年6月1日～令和6年5月31日
労使協定の対象となる労働者の範囲	すべての派遣労働者

※有効期限：令和2年6月2日～令和4年6月1日から更新済